

2019.9
秋

広島県 医療勤務環境改善支援センター

News Letter

Q. 有給休暇（以下、有休）の取得で不公平感が出てきて困っています。どうしたら良いですか？

有休の取得に格差ができ不公平感につながっているものと考えられます。

解決するためには、みんなが有休を取得できる体制づくりや雰囲気づくりが重要です。具体的には、制度をわかりやすく伝えることや取得状況を把握できるようにしていきます（特に管理者）。さらに不公平感を抑えるためには、有休の希望を聴く面談の機会を設定したり、管理者から声かけし有休を取りやすい雰囲気をつくることが有効と考えられます。

また、働き方改革関連法により、年10日以上有休のある従業員には5日以上有休を取得させることが使用者に義務づけられており、有休を気持ちよく使える環境を整えることは今後ますます重要になると考えられます。



● 有休の制度周知

- ・ 規則、申請書、労働条件など周知、公開
- ・ 営業カレンダーの周知、公開
- ・ 説明会の開催

● 有休取得状況の把握

- ・ 申請、取得一覧の作成

● 公平な有休取得の促進

- ・ 面接などによる希望の把握
- ・ 客観的な有休可否判断の導入
- ・ 有休取得の工夫（時間単位、連続、誕生日など）
- ・ 取得促進の声かけなど
- ・ 有休が取得できる勤務環境の整備

お疲れ様
有休も検討してね



☒ 勤務環境改善策 『希望による有休』

いきサポ <https://iryuu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>
などを参考に作成

check!

医師及び医療従事者の働き方改革の推進に係る特別償却制度について（医療機器） （所得税、法人税）

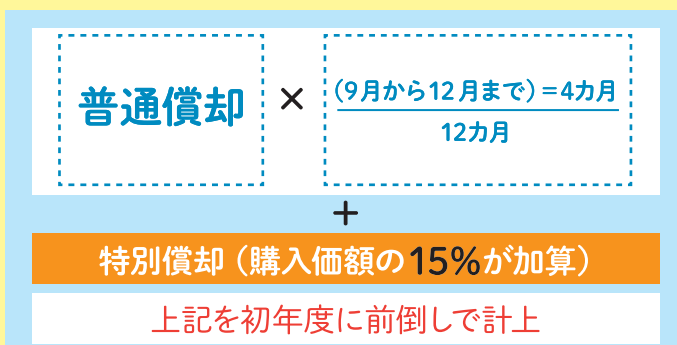
「医師は全業種の中で最も長時間労働の実態にある」ことを踏まえ、医師の働き方改革を進め、医師の健康を確保し地域における安全で質の高い医療を提供するため、2019年度税制改正において、医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備について、特別償却ができることになりました。特別償却とは、対象設備取得の初年度に普通償却費（定率・定額）に加え特別償却費を追加で償却できる制度であり、この特別償却割合を前倒しして減価償却費として計上できるというものです。なお、この制度は2019年4月から2021年3月までに所定の手続きをして供用開始したものに適用できます。

【対象設備】医療機関が、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した特に医師の労働時間短縮に向けた医師勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの（未使用に限る）

【特別償却割合】取得価格の15%

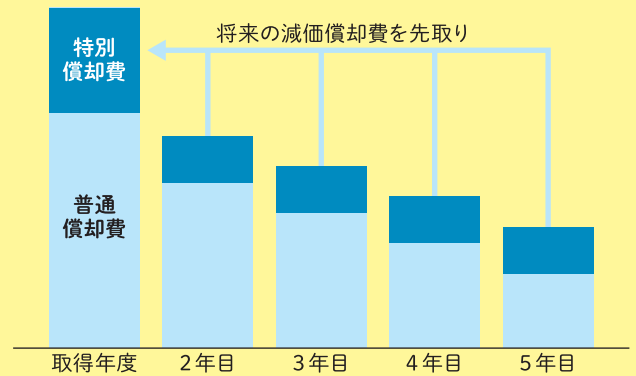


例.個人もしくは12月決算の法人が9月に導入した場合



※購入月により普通減価償却額の計算が変わりますが、特別償却は購入月に関わらず15%償却することができます。

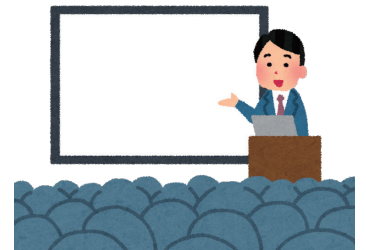
定率法を前提とした特別償却のイメージ図



※詳細は広島県HP「医療勤務環境改善支援情報」をご覧ください。

セミナーのご案内

2019年9月12日、アークホテルにて、第5回医療勤務環境セミナーを開催する予定です。第5回は、医療勤務環境改善支援センターの上手な活用法や働き方改革関連法について、また勤務環境改善事例の講演など、主に経営層、医療安全管理者向けの内容を企画しています。



お問い合わせ

広島県 医療勤務環境改善支援センター 広島県健康福祉局医務課内

TEL:082-513-3056

受付時間：(平日)10時～12時、13時～16時
(土日祝日、年末年始を除く)